

## 神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和元年 12 月 26 日（木） 18:10 ～ 18:40
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）職員課長  
          （組合）書記長、書記次長
4. 議 題：乗合自動車運転士における再任用職員の選考の見直しについて
5. 議事要旨：別紙のとおり

## 1. 乗合自動車運転士における再任用職員の選考の見直しについて

【当局】 今回の事故を踏まえ、令和元年度の定年退職予定者より、定年退職後に乗合自動車運転士として再任用を希望する職員の選考を見直すこととしたい。

これまでの選考基準は、口頭試問、勤務実績、出勤状況及び健康状態を総合的に勘案し、かつ、分限処分等に該当しないこととしていたが、今後は、それらに加えて、日ごろの運転業務に関する内容の小論文を追加させていただく。これは、普段、取り組んでいる運転の姿勢や、心構えを再確認することを目的に、口頭試問の前に約15分程度の時間で記入してもらうことを想定している。

また、勤務実績に関しては、神戸市バス運転士マニュアル、神戸市交通局乗合自動車職員服務規程及び各種通達の遵守や事故の発生状況など、乗合自動車運転士としての適性の有無を総合的に評価することとしたい。

今後、定年退職予定者に対して、1月中旬頃に、口頭試問(小論文含む)を行い、2月下旬までに乗合自動車運転士としての適性の有無を決定し、3月上旬に再任用職員としての最終合否を行うこととしたい。あわせて、現在、再任用職員及び嘱託職員の乗合自動車運転士に対しても、同様の考え方に基づいて選考を実施する。

なお、乗合自動車運転士として適性がないと判断した職員については、運転業務以外の業務に従事できるよう、業務内容の洗い出しを進めているところであり、まとめ次第提示することとしたい。

【組合】 事故の発生状況とは、どのような内容を考えているのか。

【当局】 これまでの事故の回数や内容などを精査し、勤務実績の評価の参考としたいと考えている。

【組合】 乗合自動車運転士として適性がないと判断した職員の業務について、運転業務以外でどのような業務を考えているのか。

【当局】 現在ある下車勤ポストなどを基本に検討しているが、現職との兼ね合いや人数の問題もあることから、新たな業務として、主要駅周辺のバス停留所の警備兼案内業務などの洗い出しを行っているところである。

【組合】 内容については持ち帰り協議する。